

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【公表番号】特表2012-533614(P2012-533614A)

【公表日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-055

【出願番号】特願2012-521116(P2012-521116)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/38	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/38	
A 6 1 K	9/10	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 P	17/00	1 0 1
A 6 1 P	31/02	
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 K	47/02	

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月5日(2013.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

露出した身体組織への塗布用局所製剤であって、前記製剤は酸化銀(I I)および酸化亜鉛を含み、前記酸化銀(I I)および前記酸化亜鉛は担体媒質内で親密に分散し、

前記酸化銀(I I)に対する前記酸化亜鉛の比は、重量比で少なくとも0.5:1、少なくとも1:1、少なくとも2:1、少なくとも3:1、または少なくとも4:1である、局所製剤。

【請求項2】

前記製剤は少なくとも0.05重量%の酸化銀(I I)および、少なくとも0.05重量%の酸化亜鉛を含む、請求項1に記載の局所製剤。

【請求項3】

前記製剤は2.5重量%未満、2.0重量%未満、1.5重量%未満、1.2重量%未満、または1.0重量%未満の酸化亜鉛を含む、請求項1または2に記載の局所製剤。

【請求項4】

前記酸化銀(II)に対する前記酸化亜鉛の前記重量比が100:1未満、50:1未満、20:1未満、12:1未満、10:1未満または8:1未満である、請求項1~3のいずれか1項に記載の局所製剤。

【請求項5】

前記担体媒質が、液体蛹エステルをさらに含む、請求項1から4のいずれか1項に記載の局所製剤。

【請求項6】

前記酸化銀(II)および酸化亜鉛は選択され、前記酸化銀(II)および酸化亜鉛は前記担体媒質内に分散し、そこで前記製剤の白色度は式：

$$L^* = (L_0^*) + 2$$

を満たし、 L_0^* は、前記酸化亜鉛抜きの前記製剤の基準白色度値であり、 L^* は前記酸化亜鉛を含む前記製剤の白色度値である、請求項1~5のいずれか1項に記載の局所製剤。

【請求項7】

前記酸化銀(II)、前記酸化亜鉛および前記担体媒質は選択され、前記酸化銀(II)および前記酸化亜鉛は前記担体媒質内に分散し、前記製剤の前記白色度値 L^* は少なくとも75、少なくとも78、少なくとも80、または少なくとも82または少なくとも84である、請求項6に記載の局所製剤。

【請求項8】

前記酸化銀(II)の含有量は少なくとも約0.5重量%であり、前記酸化銀(II)、前記酸化亜鉛および前記担体媒質は選択され、前記酸化銀(II)および前記酸化亜鉛は前記担体媒質内に分散し、そこで、前記製剤の白色度値 L^* は少なくとも80、少なくとも82または少なくとも84である、請求項1~5のいずれか1項に記載の局所製剤。